N contact

Vol.2010 10

お客さまに、ちょっと耳よりで、すごく役立つ、すこし役立つ情報をお届けいたします

Monthly Topics

- 今月のテーマ「育児休業に関する助成金」 ~イクメンを輩出しよう~
- 9月より、厚生年金保険料が変更になります。(10月控除分から適用)
 1000分の157.04 → 1000分の160.58へ(各80.29)
- 9月より、60歳以降で年金を受けている方が再雇用された場合、再雇用の月から、その給与に応じた標準 報酬月額に決定できることになりました。
- お知らせ ホームページをリニューアルいたします。さらに見やすくなります。近日アップロードの予定です

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、 適切なアドバイス&サポートで、 お客さまのリクエストにお応えいたします



社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-54-1石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 Fax 03-3320-7352

URL http://www.sr-aijimusho.co.jp

イクメンを輩出しよう! ~育児休業関係の助成金について~

「イクメン(育児メンズ)」という言葉が流行っているように、近年非常に育児休業がフォーカスされています。これを機に育児休業取得者を出し、助成金を受給し、また求職情報を出す際に育児休業取得者欄に人数を載せ、他社とは一味も二味も違う優良会社であることを証明し、一石何鳥にもしてしまいましょう!

今回は育児休業に関してどのような助成金があるかについて、簡単にご紹介いたします。

中小企業子育で支援助成金 * 平成 23 年度までの時限措置

- ・従業員数 100 人以下の事業所が対象
- ・ 平成 18 年以降、初めて育児休業を取得した者が出たこと
- ・子の出生の日まで雇用保険加入者として1年年以上継続雇用されていること
- ・支給額 1 人目は 100 万 2 人目から五人目は 80 万
- 申請 6カ月以上の育児休業が終了後1年経過した日の翌日から3カ月以内

両立支援レベルアップ助成金

■ 代替要員確保コース

- ・育児、介護休業者が休業復帰後も原職(休業前と同じ職務で地位が下回っていないことが必要)に就かせ、 その休業者が休業中に代わりの人を雇うこと
- ・支給額 一人目は 4、50 万 二人目以降は 15 万(計 10 人まで)ただし、初めの支給労働者が発生してから 5 年の間
- ・申請 原職復帰日から6カ月経過した翌日から3カ月以内

■ 休業中能力アップコース

- ・在宅講習や職場復帰直前(または直後)に講習を行うなどをして育児、介護休業者がスムーズに職場復帰で きるようにしたこと
- ・支給額 最高で 21 万 延べ 100 人まで
- 申請 育児、介護休業終了日から1カ月経過した翌日から3カ月以内

■ 子育で期の短時間勤務支援コース

- ・子を養育する労働者の勤務時間を短くしたこと
- ・支給額 小規模事業所なら 一人目は 100 万 二人目は 80 万 中規模事業所なら 一人目は 50 万 二人目は 40 万 ただし、初めの支給労働者が発生してから 5 年の間 延べ 10 人まで
- ・申請 対象労働者を 6 カ月以上短時間勤務制度利用の翌日から引き続き雇用保険の被保険者 1 か月以 上雇用し、その翌日から 3 カ月以内

■ 育児、介護費用等補助コース

- 労働者が育児や介護サービスを利用した際に係る費用の補助を事業所がしたこと
- ・支給額 育児の場合は 3/4 介護の場合は 1/2 ただし一人当たり40万が限度 事業所は480万が限度
- 申請 費用が発生した翌年1月1日から1月31日まで

一般事業主行動計画を労働局に提出し、その目標を終了すると、厚生労働省認定「くるみんマーク」が公布され、求人 広告などに使用でき、会社のイメージアップを図ることができます!

詳しくは下記ホームページをご参照ください

厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html 両立支援のひろば http://www.ryouritsushien.jp/

助成金は、これありきで支給を検討すると、知らないうちに本末転倒となり、とてもリスクを 伴うものとなってしまいます。支給要件に合致した経営環境、雇用環境を創出することに よって、はじめて支給となるものです。それを念頭に置くことが重要となります。



その他のトピックス

●厚生年金保険の料率が9月分から改定されます

http://www.nenkin.go.jp/main/employer/index6.html

厚生年金保険の保険料率が、平成 22 年 9 月分(同年 10 月納付分)から、0.354%(坑内員・船員は 0.248%)引き上げられます。 1000 分の 157.04 → 1000 分の 160.58 へ(各 80.29)

今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成 22 年 9 月分(同年 10 月納付分)から平成 23 年 8 月分(同年 9 月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

●嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取り扱いを一部改正

http://www.nenkin.go.jp/new/topics/kounen 0816.html

平成 22 年 9 月 1 日から、年金を受け取る権利のある 60~64 歳までの方が退職後継続再雇用(1 日も空くことなく同じ会社に再雇用されること)された場合、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額を決定できることになります。

これまでの定年退職以外の標準報酬月額は再雇用後4カ月目に変わっていました。

平成22年9月1日からは標準報酬月額が再雇用後の最初の月から変わることになります。これまでは定年退職に限り、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出することで再雇用後の給与に応じた標準報酬月額を決定していました。今回から定年退職以外で退職した方にも同じ取り扱いを拡大することになります。

●男性の育休取得率、前年度から 0.49 ポイント上昇

厚生労働省は7月30日、2009年度「雇用均等基本調査」の結果を発表しました。それによると、男性の育児休業取得率は前年比0.49%ポイント上昇して1.72%で過去最高となったものの依然として低い水準で留まっています。

一方、女性の育児休業取得率は 85.6% と前年度の 90.6% と比べ 5.0 ポイント低下したとしています。前年度比での低下は現在の調査が始まった 1996 年以来初めてのことです。

勝手におススメ

もし高校野球の女子マネージャーが、ドラッカーの『マネジメント』を読んだら

最近、ドラッカーが流行っています。もともと根強いファンが多いドラッカーですが、ここ近年の経営不況の影響もあり、何かにヒントを得たいという方が多くなった表れであるといえます。

熱心なドラッカー信者を「ドラッカリアン」というそうですが、それに火をつけた中にこの1冊もあるでしょう。

高校野球のマネージャーが、ドラッカーを読んで、甲子園に行く!と心に決めるストーリーです。

既に読まれた方も多くいると思いますし、詳細を書いて しまうと面白みがなくなりますので割愛いたしますが、タイトルと表紙からは想像できないくらいに感動をもらえま す。電車で読むには注意が必要な

場面も・・・

野球好きな方には特におススメ です!

表紙に抵抗がある方は、外して しまえば、ホンモノの「マネジメ ント」に似ていますので安心です よ!



雑学の広場

ネコ 驚きの事実

ネコは、建物の 4~5 階から落ちた時よりも、6~7 階から落ちたときの方が損傷は少ないといわれているようです。

それは地面までの距離を判断する時間が十分あり、ショックを吸収するように落ちることができるためなんです。 ネコ、恐るべしですね・・・。

昔、いなかっぺ大将に出ていた「にゃんこ先生」は、類 まれなネコだったということでしょうか!?キャット空中三 回転・・・古いですね(苦笑)

うちのネコがタンスの上に登ったのに、自力で降りられずこちらに助けを求めるのも納得です。

最近は、テレビを見ていると芸達者なネコたちも登場したり、一時の「アイ●ル~♪」のワンコブームにせまるのでしょうか。

ネコの身体能力は、単なる 恐れを知らないだけかと思っ ていましたが、計算づくという ことですね!

いなかっぺ大将より

経営者の名言

「お得意さんを広げるには」

自分のお店のお得意さんが、他の人に「自分はいつもあの店で買うのだが非常に親切だ。サービスも行きとどいているので感心している」と話されたとしたら、「君が言うのなら、私もその店に行ってみよう」となったとします。その結果、そのお店は自ら求めずしてお得意さんを一人増やす道が開けるということになります。

日ごろ商売をしていく上で、お得意さんを増やす努力を重ねることはもちろん大切ですが、現在のお客さんを大事に守っていくことも、それに劣らず大切なことではないかと思うのです。

出典【松下幸之助 一日一話】より

ちょっと、ひと息

「夏休みの思い出」

世間の夏休みも終わりましたね。夏休みというと宿題。なぜに、こんなにも宿題を出すのかと先生をうらめしく思った幼少時代。

僕は生まれつき不器用に出来ていたのか、工作が苦手でした。4年生の時に兄に戦艦の工作を作ってもらい提出 したところ、思いもしない銀賞受賞。図工の成績が思わしくない僕の作品に、先生たちはどう対峙したのでしょう。

時は過ぎ、人の親となった私は、昨年娘の工作に手をだしてしまいました。悩んでいる娘に、「お菓子の家を作ろう!」と言って張り切ったのは私でした。よせばいいのに・・・

その後、長男の心もとない動きから、屋根の一部が破損するというアクシデント もありましたが、無事に提出。 結果は・・・

図工の苦手さが乗り移った娘には上出来だったようで、銅賞。いいのか悪いのかは悪いに決まっていますが、僕の作品が小学校で銅賞とは、なんとも情けない宿題の思い出でございました。



編集好機

9月に入りましたが、残暑厳しい日が続いております。お変わりありませんでしょうか。

当事務所は、10 月より開設 28 年目に突入します。これを機に、マンスリーペーパー「アイコンタクト」を復活させました。

以前は、野菜の話や健康の話を載せており、メインの話題よりも好評でございました。今回は装いも新たに、といっては語弊があるかもしれませんが、新しい紙面で再スタートをいたしました。

また、まもなくホームページもリニューアルいたします。気分一新です!

お客さまにとって、より役立つ情報をご提供できるように、所員一同進んでまいります。

至らぬ点、不明瞭な点、あつかましい点等ございましたら、ご遠慮なくお申しでください。

また、先日は、メールの受信ができなくなるというアクシデントが発生し、一部お客さまにもご迷惑をおかけしてしまいました。便利になったかわりに、一度途絶えてしまうと取り返しのつかないことになってしまう時代です。デジタルな社会とはいえ、まだまだアナログ的考えも持っていないといけないと痛感した出来事でした。

今後も私たちは 適切なアドバイス&サポートを心がけてまいります。 季節の変わり目に入ってまいります。十分にご自愛ください いつもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

文責 福島